

平成19年度第2回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成19年11月29日（木）
午後1時50分から午後3時25分まで
- 2 場 所 千葉県立東部図書館 研修室
- 3 出席者 (委 員) 伊 藤 修 一 伊 藤 公 夫
磯 野 嘉 子 島 利栄子
土 屋 俊 山 中 齊
(生涯学習課) 三 浦 章 宏 副主幹
中央図書館長 中 澤 正 道
西部図書館長 村 山 勉
東部図書館長 熱 田 恒 雄 他
(傍 聴 者) なし

4 議 題

(1) 諸般の報告

ア ちば県公共図書館フェアについて

イ 子どもの本のつどいについて

ウ その他

(2) 協 議

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が6名であり、図書館協議会会議運営規則第6条の規定による半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長からあいさつをいただいた後、事務局が諸般の報告を行った。

<会議録>

議 長 それでは、議題（1）諸般の報告のア、ちば県公共図書館フェアについて事務局から報告をお願いします。

事務局 この公共図書館フェアは、千葉県が主催する「千葉県生涯フェスティバル」というものがあり、最初は幕張メッセで開催し、現在は県内各地を持ち回りで巡回し、年に1回開催されているもので、本年度は木更津市で開催されました。

県立図書館は、千葉県公共図書館協会の一員として、この生涯学習フェスティバルの一部門としての公共図書館フェアに参加している形ですが、事務局をしている関係でかなり主要な部分で活動しています。

概要については、配付資料のとおりです。

平成19年10月20日・21日の2日間、木更津市民会館を会場として開催されました。来場者数は資料のとおりです。内容は、野外テントでは「古本もってけ市」「工作」「クイズラリー」「本・絵はがきの販売」を実施しました。屋内では「おはなし会」「展示」を実施しましたが、好天に恵まれ、多くの方々にご参加いただきました。

議長 ただいまの報告について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員 来年の会場は決定していますか。

事務局 未定です。3月下旬頃に内々定があり、4月か5月頃にならないと確定しません。

委員 場所は、図書館のある市町村ですか。

事務局 県内持ち回りで実施していますので、図書館があるとは限りません。

委員 参加人数の推移はどのようになっていますか。年々、増えているのでしょうか。

事務局 昨年は館山市、一昨年は東金市で実施しましたが、年によってまちまちです。屋外にテントを設置している関係から天候にも大分左右されます。

委員 「古本もってけ市」では、寄贈図書のうち受け入れない図書を3,000冊提供とありますが、例えば東部図書館では、今年は何冊くらいありましたか。

事務局 だいたい2,000冊近くありました。一度読んで、必要のなくなった寄贈本などです。

委員 基本的には、本を寄贈したいという人がかなり多いと思いますが、図書館側としてはどのようなことを望んでいるのですか。あまり、持ってこられても実際問題として困ると思いますが、窓口はどのようになっていますか。

事務局 「古本市」は、綺麗な本を選んで皆様に喜んでもらえるものを提供していますので「リサイクル市」とは違います。確かに頂戴できるのはありがたいのですが、余分になった場合は処分しなければならず、経費が発生してしまいます。又、受け入れるにしてもデータをコンピュータに入力したり、バーコードやラベルを装備する

ことにより経費がかかってしまいます。

委員 受け入れるにしても、随分お金がかかるのですね。

議長 それでは、他に御質問等がなければ、諸般の報告のイ、子どもの本のつどいについて事務局から報告をお願いします。

事務局 この事業は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の子どもゆめ基金の助成を受けて実施した事業です。西部図書館を事務局として、県立中央図書館、市立松戸図書館や松戸市、柏市、我孫子市で、読書に関するボランティアをされている方々に御協力をいただき、千葉県子ども読書推進実行委員会を組織し、実施したものです。

内容は、11月17日の土曜日に、松戸市民劇場を会場として、上橋菜穂子先生の講演会と小学生におすすめする本の展示を行いました。

講演会についてですが、資料にありますように、「物語との幸せな出会い」ー読書の魅力とは何かーというテーマでお話をいただきました。先生が子どもの頃の祖母との思い出や、父から漫画禁止令を出されて本屋に通いつめた話、サトクリフの「太陽の戦士」との出会い、文化人類学の道へ進んだきっかけなど、現在の先生へとつながる様々な出会いについて、とても楽しいお話でした。後半部分は、先生が会場からの質問に答えるという質疑応答形式で、予定時間を20分もオーバーするほど活発に行われ、盛況のうちに終了することができました。参加者は、277名でした。

本の展示についてですが、資料として展示リストを配付させていただきました。ものがたりの世界というテーマで、低学年向け82冊、中学年向け73冊、高学年向け173冊、合計328冊の展示を行いました。丁寧に一冊一冊手にとって見ている人や気に入った本をじっくり読んでいる人も多く、好評でありました。来場者は410名でした。

講演会や展示の様子を撮影したものを参考までに配付させていただきましたので、後ほど御覧ください。

以上簡単ですが、御報告させていただきます。

議長 ただいまの報告について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員 この基金を受けて、他にも実施している事業がありますか。

事務局 この、子どもゆめ基金を活用して県内で実施しているものがいくつかありまして、

例えば市原市ですと、おはなしボランティアの講座があります。その他は、市川市や浦安市等で実施しています。

議長 それでは、他に御質問等がなければ、諸般の報告のウ、その他について事務局から報告をお願いします。

事務局 皆様に資料を送付した後に、2点ほど御報告したいことができましたので、御報告いたします。

1点目は、先の協議会でも簡単にお話ししたと思いますが、中央図書館の耐震診断の結果が、11月20日に公表されました。配付資料を御覧ください。中央図書館で危険性が高いと判断された箇所には現在は囲いを設け、利用者の方々が立ち入らないようにしてあります。資料は、館内に掲示したお知らせ文と現場の状況写真、県のホームページへ公表された最初の頁の内容を添付してあります。診断は昨年実施され、今回、結果が公表されましたが、中央図書館は古い基準で建設されているため、耐震補強が必要という結果がでました。しかし、すぐに危険であるということではなく、念には念を入れ、特に数値の低かった場所に安全対策を行っていくという状況です。

2点目は、録音図書作成の関係です。

今年度、「千葉県の歴史散歩」という本を目の不自由な人向けの録音図書として作成しており、まだ完成はしておりませんが、一部出来てまいりましたので御紹介します。

今まで、録音図書と言いますと、カセットテープで作成したものが主流でして、数年前からデージー（DAISY）と呼んでいますが、CDに録音する形態に変わってきました。県立図書館では、これを更に一步進めまして、今若い人たちの間で流行っているiPod（アイポッド）に録音することにいたしました。今までは、大きな専用の器械が必要だったのですが、このiPodは御覧のように非常に小さなものですので、首からぶら下げても苦になりません。ですから、目の不自由な人が県内の名所、旧蹟等の観光地に出かけたときにその場で、現地の案内を聞くことが可能になりました。

本日はサンプルで録音の一部を入れてありますので、聞いていただきたいと思えます。

(機器の操作説明)

議長 ただいまの報告について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委 員 この器械は何台くらいありますか。

事務局 中央図書館で、10台用意してあります。

委 員 実際に、どのような方がこれを使うのですか。

事務局 目の不自由な方と、手が不自由で本が持てなかったり、ページがめくれない方に提供させていただきますということで、著作権の許諾を得ています。

委 員 「千葉県の歴史散歩」が入っていますが、他にもあるのですか。

事務局 これが第1号で作成しております。現在、デジターのCDにはデータがたくさんありますので、これについて、iPodに入れることの許諾を得られれば増やしていくことが可能です。

委 員 これは、どなたが話したものを録音しているのですか。

事務局 県立図書館に朗読のボランティアの方がいらっしゃいまして、その方をお願いして作成しております。

委 員 器械の経費はどのくらいですか。

事務局 1台、1万円弱です。

議 長 現在は中央図書館のみの試みということですが、大学の図書館はいかがですか。

委 員 障害者用ということではなく、一般的に、学生がダウンロードできるようにということを考えています。ただし、現在は試行中で4月から本格的に実施します。録音図書という枠の中でやると少し窮屈なので、例えば館内ツアーの案内や新刊紹介などの情報をiPodを利用して提供していくというようなことです。機器については携帯電話についても検討しましたが、機種により圧縮方法が異なるなどの問題点があります。しかし、将来的には可能になるのではないかと考えています。

 図書館もせっかくiPodを導入するのであれば、一般的なユーザーサービスにおけるiPodの利用ということについて検討されるとよいのではないかと思います。まず、いろいろな人が既に持っている媒体を使うということ、確立されたデリ

バリーにどのように乗せ、いかに届けるかということの検討が必要でしょう。

i P o dのすばらしいところは、作成するのがとても簡単というところです。ただ、最初から最後まで聞く媒体としては良いと思いますが、観光地に出かけた時に案内を聞くというのはいかがなものでしょう。

委員 今まで図書館というと本の貸し借りだけと思っていましたが、あらゆるサービスに目を向けていくようになっていきますね。

議長 1点目の耐震診断については、いかがでしょうか。
改修時期はいつですか。

事務局 第1期と第2期に分かれており、第1期は平成20年度ですが、中央図書館はそこに入っておりません。施設改修課は平成27年度までにとしか言っていないので明確にはわかりませんが、この施設は震災時の応急活動拠点にもなっておりますので、優先度は高いだろうと思われれます。ただ、現在は図書館協議会委員の皆様からいただいた答申を基に将来構想についての検討をスタートしようというところにさしかかっておりますので、その方向性が出てから改修すべきではという意見もあるようです。学校の体育館など未実施の施設が多く残っていますので、どうしてもそちらが優先されてしまうという事情もあるようです。

委員 この掲示を見て、利用者から何か御意見はありましたか。

事務局 今のところはないようです。ただ、読書室の座席数が減少してしまいましたので、増やしてほしいという要望はありました。

議長 それでは、協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局 協議事項については、今回はございません。

議長 それでは、委員の皆様から協議がございましたら、御提案をお願いいたします。

委員 今年1月に答申を出しましたが、それについて検討しているというお話があり、大変心強く思いましたが、その進捗状況について教えてください。

生涯学習課 1月にいただいた答申を踏まえて、県立図書館の将来の在り方については、現在

検討の準備を進めている状況ですので、具体的には、まだ申し上げられる段階ではありません。

委員 検討に入っている段階で、いつ頃結論を出すとか、県のどの計画にのせようとしているのか、どの委員会で討議しようとしているのかというようなスケジュールについてはどのような状況ですか。

大変なことというのはよく解りますが、図書館協議会としては、その都度、進捗状況をお教え願いたいと思います。

議長 情報公開で出しておりますし、委員各位も知りたいことですので、今後の図書館協議会の冒頭でその進捗状況について御報告願いたいと思います。

事務局 内部的にはいろいろと動いておりますが、今後設立する会の検討委員に決定してもらわないと正式には言えないということを御理解いただきたい。

委員 答申を出したのが今年の1月であり、1年が経過しようとしているので、多少は説明を伺いたい。

事務局 前回の図書館協議会でも御報告いたしました。ワーキンググループを組織して案の作成や調整等を行っておりますが、それをどこでオーソライズしてもらうかということになり、その辺りの調整がまだついていないというところです。

議長 それでは、次回の報告をよろしくお願ひします。他に何かありますか。

委員 全国公共図書館協議会経由で、館内で行われる複製サービスについての調査があったかと思いますが、県立の現状をお伺ひしたい。

事務局 複写をする場合は、申込書を記入し、図書館員の確認を受けた後、コインベンダーの付いたコピー機で利用者の方が複写を行い、再度、図書館員の確認を受けるという方法です。

委員 それが実態だと思いますが、権利者の基本的な考えは、正式にはそれを認めていません。大学図書館は、平成13年に話し合いをして98パーセントくらい、まとまっています。たぶん、今のままでも大きな問題にはならないと思いますが、公共に関してもきちんとしておいた方がよいのではないかと考えています。今年の1月

に、全国公共図書館協議会が東京都立図書館を經由してアンケートをしたと思うのですが、確認をしていただきたい。

議長　それでは、確認をしておいていただくようお願いします。

委員　もう1点は、写り込みについてです。これはガイドライン方式で行っていると思います。さらに、図書館間貸出しの借り受け館での複写は良いということになりました。その辺りについても、東京都立図書館から全国公共図書館協議会へ話がいつているのか、お伺いしたい。

事務局　ガイドラインについては、全国へ連絡がありました。

委員　もう1点は、行政司法目的の複製に関する著作権法の42条についてです。それに基づき、複写を要求された時にどうすべきかに関して、意見が分かれているところでは。権利者は、図書館の複製は31条に該当するものしか認めたくないと主張しています。例えば公共図書館が許諾で行っている録音図書の作成はどうかということ、国立国会図書館が規則の改正をして42条で複製を求めてきた時にはどうするのかということです。法律の改正が去年あったため、意見が分かれているところでは。

もう1点は、教育用の35条の複製についてです。例えば、先生が郷土資料を授業のために資料全体を30部複製することは、35条の権利制限によって無許諾、無報酬で行うことができますが、図書館に来て、図書館資料を利用してそのような複製を行うことについて、権利者はだめだと言っています。郷土資料などはどこにでもある資料ではありません。31条の調査研究目的との関連等をきちんとしなければならぬということになりつつあります。

これからは、公共レベルとしての判断を求められることになるでしょう。その辺りについて、当面の検討の準備をしていただけたらと思います。

事務局　アンケートについては、確認をしておきます。

議長　それでは、よろしければこれで終わりにさせていただきます。

※　ここで議事は終了し、次回の図書館協議会は2月から3月上旬の予定で、県立中央図書館（千葉市）で実施することを報告し、平成19年度第2回千葉県図書館協議会を終了した。